

経済産業省

官 印 省 略
20210609中第3号
令和3年6月10日

中小企業政策審議会
会長 三村 明夫 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

中小企業政策審議会に対する諮問について

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の成立を踏まえ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第3条第3項の規定に基づき「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の変更案（改正法第3条に係るものに限る。）に関し、及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第126条第4項の規定に基づき「創業支援等事業の実施に関する指針」の変更案（改正法第1条に係るものに限る。）に関して、貴審議会の意見を求めます。